



発行 東京都

目次

40

規則

○東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局総務部環境政策課）…

規則

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十四号

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

東京都環境影響評価条例施行規則（昭和五十六年東京都規則第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「建築物、工作物その他の施設（以下「施設」という。）」を「施設」に改める。

第四十一条第七号中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改める。

第四十七条中「又は第二号」を削り、「事項」の下に「又は同項第二号の対象計画の案の名称」を加え、「変更届」を「氏名等変更届」に改め、「（別記第三十号様式）により」の下に「、同号の対象計画の案の目的又は内容を変更しようとするときにあつては計画内容等変更届（別記第三十号様式の二）により」を加え、同条に次の一項を加

える。

2 条例第三十七条第一項ただし書の規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 施設の長さ、敷地面積、処理能力その他の数値で表される対象計画の案の基本的な諸元の変更以外の変更、当該基本的な諸元が減少する変更又は当該基本的な諸元の増加が十パーセント未満である変更。ただし、環境に相当な程度の影響を及ぼすおそれがあると認めるとき特別の事情がある変更を除く。

二 変更後の対象計画の案に係る計画段階関係区市町村長に、変更前の計画段階関係区市町村長以外の区市町村長が含まれていない変更

三 工期を変更しない変更

四 環境配慮書に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容（条例第三十三条第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、特例環境配慮書に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容）をいずれも変更する必要がない変更

第五十四条、第六十条第一項及び第六十一条中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改める。

第七十四条第一項中「又は第二号」を削り、「事項」の下に「又は同項第二号の対象事業の名称」を加え、「変更届」を「氏名等変更届」に改め、「（別記第四十五号様式）により」の下に「、同号の対象事業の目的又は内容を変更しようとするときにあつては事業内容等変更届（別記第四十五号様式の二）により」を加え、同条第二項中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第六十二条第一項ただし書の規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 施設の長さ、敷地面積、処理能力その他の数値で表される対象事業の基本的な諸元の変更以外の変更、当該基本的な諸元が減少する変更又は当該基本的な諸元の増加が十パーセント未満である変更。ただし、環境に相当な程度の影響を及ぼすおそれがあると認めるとき特別の事情がある変更を除く。

二 変更後の対象事業に係る事業段階関係区市町村長に、変更前の事業段階関係区市町村長以外の区市町村長が含まれていない変更

三 工期を変更しない変更

四 次に掲げる時期の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいずれも変更する必要がない変更

- イ 条例第四十条第一項の規定による調査計画書の提出から条例第四十八条第一項の規定による評価書案等の提出まで 調査計画書に記載した環境影響評価の項目
- ロ 条例第四十八条第一項の規定による評価書案等の提出から条例第五十八条第一項の規定による評価書等の提出まで 評価書案に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容
- ハ 条例第三十三条第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、条例第三十五条

において準用する条例第二十四条の規定による書面の提出から条例第四十八条第一項の規定による評価書案等の提出又は条例第五十八条第二項の規定による評価書等の提出まで 特例環境配慮書に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容

二 条例第五十八条第一項の規定による評価書等の提出から条例第六十八条第一項の規定による工事完了の届出まで 評価書に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容

別表第一 一の部(二)の項を次のように改める。

(二) 高速自動車国道等の改築(次に掲げるものに限る。以下この項において同じ。)	改築する区間の長さが一キロメートル以上のもの。ただし、その区間の長さが一キロメートル未満であつても、高速自動車国道等の対象事業の一部として実施するもの又は対象事業を延長して実
--	---

追越車線、同条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号の変速車線を除く。以下同じ。)の数を増加させるもの

- ロ 新たに道路を設けるもの
- ハ 道路の地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設として知事が別に定めるものを除く。)を行うもの
- ニ 高架の道路又は橋りょうの施設更新(橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。)を行うもの

別表第一 一の部(三)の項及び(四)の項中「軽微なもの」の下に「として知事が別に定めるもの」を加え、同表三の部(一)の項中「(以下「鉄道事業」という。)」を削り、「〔専用鉄道〕を」これらを「鉄道」に改め、同部(二)の項を次のように改める。

(二) 鉄道に係る鉄道施設又は軌道に係る線路の改良(次に掲げるものに限る。)	改良する区間の長さが一キロメートル以上のもの。ただし、その区間の長さが一キロメートル未満であつても、対象事業に係る鉄道施設の改良を除く。	改良する区間の長さが二キロメートル以上のもの(全国新幹線鉄道整備法第二条の新幹線鉄道に係る鉄道施設の改良を除く。)
--	--	---

<p>(三) 陸上空港等又は陸上へ リポートの滑走路の延長</p>	<p>く。)を行うもの ロ 本線路の地下移設、 高架移設その他の移設 (軽微な移設として知 事が別に定めるものを 除く。)を行うもの ハ 高架の本線路又は橋 りよう(本線路に係る ものに限る。)の施設 更新(橋脚、橋台又は 桁の除却を伴う場合 に限る。)を行うもの</p>
<p>次のいずれかに該当す るもの イ 航空法施行規則第七 十五条第二項の着陸帯 の等級(以下「着陸帯 の等級」という。)又 は飛行場及び航空保安 施設の設置及び管理の 基準に関する訓令(昭 和三十二年防衛庁訓令 第五五号)別表第一に 掲げる滑走路の長さ による等級(以下「滑 走路の等級」という。)</p>	<p>の又は対象事業を延長し て実施するものは、軽微 なものとして知事が別に 定めるものを除き、この 限りでない。</p>

別表第一 四の部(三)の項を次のように改める。

<p>(四) 陸上空港等又は陸上へ リポートの施設更新(既 存の施設の全部を除却す る場合に限る。)</p>	<p>の変更を伴うもの ロ 着陸帯の等級がA級 の着陸帯又は滑走路の 等級がa級の滑走路の 場合は、陸上空港等に あつては延長する部分 が五百メートル以上、 陸上へリポートにあつ ては延長する部分が五 十メートル以上のもの</p>
<p>出力の合計が、火力による発電 にあつては十一万二千五百キロワ ット以上のもの、水力による発電 にあつては二万二千五百キロワッ ト以上のもの、地熱による発電に あつては七千五百キロワット以上 のもの、原子力による発電にあつ ては全てのもの</p> <p>を</p> <p>次のいずれかに該当するもの イ 火力による発電にあつては、出 力の合計が十一万二千五百キロワ ット以上のもの ロ 水力による発電にあつては、出 力の合計が二万二千五百キロワッ ト以上のもの ハ 地熱による発電にあつては、出 力の合計が七千五百キロワット以 上のもの</p> <p>に</p>	<p>別表第一 四の部(三)の項の次に次のように加える。</p> <p>別表第一 五の部(一)の項中「設置」を「新設」に、</p>

改め、同部(二)の項中「の増設」の下に「(三)に該当するものを除く。」を加え、

ニ 原子力による発電にあつては、
全てのもの

増加する出力の合計が、火力による発電にあつては五万六千二百五十キロワット以上かつ増設後の出力が十一万二千五百キロワット以上のもの、水力による発電にあつては一万一千二百五十キロワット以上かつ増設後の出力が二万二千五百キロワット以上のもの、地熱にあつては三千七百五十キロワット以上かつ増設後の出力が七千五百キロワット以上のもの、原子力による発電にあつては全てのもの

を

次のいずれかに該当するもの
イ 火力による発電にあつては、増加する出力の合計が五万六千二百五十キロワット以上かつ増設後の出力の合計が十一万二千五百キロワット以上のもの
ロ 水力による発電にあつては、増加する出力の合計が一万一千二百五十キロワット以上かつ増設後の出力の合計が二万二千五百キロワット以上のもの
ハ 地熱による発電にあつては、増加する出力の合計が三千七百五十キロワット以上かつ増設後の出力の合計が七千五百キロワット以上のもの
ニ 原子力による発電にあつては、全てのもの

に

改め、同表五の項中(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、同表五の部(三)の項中「設置」を「新設」に改め、同項を同部(四)の項とし、同部(二)の項の次に次のように加える。

(三) 発電所の施設更新

次のいずれかに該当するもの
イ 火力による発電にあ

つては、次のいずれかに該当するもの

(イ) 新たな施設の出力の合計が十一万二千五百キロワット以上のもの (ロ)に該当するものを除く。

(ロ) 増加する出力の合計が五万六千二百五十キロワット以上かつ施設更新後の出力の合計が十一万二千五百キロワット以上のもの

ロ 水力による発電にあつては、次のいずれかに該当するもの

(イ) 新たな施設の出力の合計が二万二千五百キロワット以上のもの (ロ)に該当するものを除く。

(ロ) 増加する出力の合計が一万一千二百五十キロワット以上かつ施設更新後の出力の合計が二万二千五百キロワット以上のもの

一 項第二号の建築面積（以下「建築面積」という。）の合計が三千平方メートル以上のもの

め、同部(二)の項を次のように改める。

(二) 工場の増設 (三)に該当するものを除く。

次のいずれかに該当するもの	次のいずれかに該当するもの
イ 増加する敷地面積が四千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が九千平方メートル以上のもの	イ 増加する敷地面積が九千平方メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が一万八千平方メートル以上のもの
ロ 増加する建築面積の合計が千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの	ロ 増加する建築面積の合計が三千平方メートル以上で、かつ、増設後の建築面積の合計が六千平方メートル以上のもの

別表第一 八の部(二)の項の次に次のように加える。

(三) 工場の施設更新	次のいずれかに該当するもの	次のいずれかに該当するもの
	イ 既存の施設の全部を除却する場合で、新たな工場の用に供する敷地面積が九千平方メートル以上のもの	イ 既存の施設の全部を除却する場合で、新たな工場の用に供する敷地面積が一万八千平方メートル以上のもの
	ロ 既存の施設の一部を	ロ 既存の施設の一部を

除却する場合で、増加する敷地面積が四千五百平方メートル以上で、かつ、施設更新後の敷地面積が九千平方メートル以上のもの	除却する場合で、増加する敷地面積が九千平方メートル以上で、かつ、施設更新後の敷地面積が一万八千平方メートル以上のもの
ハ 新たな施設の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの(二)に該当するものを除く。	ハ 新たな施設の建築面積の合計が六千平方メートル以上のもの(二)に該当するものを除く。
ニ 増加する建築面積の合計が千五百平方メートル以上で、かつ、施設更新後の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの	ニ 増加する建築面積の合計が三千平方メートル以上で、かつ、施設更新後の建築面積の合計が六千平方メートル以上のもの

別表第一 九の部(一)の項及び(二)の項を次のように改める。

(一) 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十条第六号の終末処理場(以下「終末処理場」という。)の新設	次のいずれかに該当するもの	次のいずれかに該当するもの
	イ 終末処理場の用に供する敷地面積が五ヘクタール以上のもの	イ 終末処理場の用に供する敷地面積が十ヘクタール以上のもの
	ロ 終末処理場の汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり百トン以上のもの	ロ 終末処理場の汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり二百トン以上のもの

<p>(二) 終末処理場の増設(三)に該当するものを除く。</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 増加する終末処理場の敷地面積が二・五ヘクタール以上で、かつ、増設後の敷地面積が五ヘクタール以上のもの</p> <p>ロ 増加する汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり五十トン以上で、かつ、増設後の汚泥処理能力の合計が一日当たり百トン以上のもの</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 増加する終末処理場の敷地面積が五ヘクタール以上で、かつ、増設後の敷地面積が十ヘクタール以上のもの</p> <p>ロ 増加する汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり百トン以上で、かつ、増設後の汚泥処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のもの</p>
<p>(三) 終末処理場の施設更新</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 既存の施設の全部を除却する場合で、新たな終末処理場の用に供する敷地面積が五ヘクタール以上のもの</p> <p>ロ 既存の施設の一部を除却する場合で、増加する終末処理場の敷地面積が二・五ヘクタール以上で、かつ、施設</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 既存の施設の全部を除却する場合で、新たな終末処理場の用に供する敷地面積が十ヘクタール以上のもの</p> <p>ロ 既存の施設の一部を除却する場合で、増加する終末処理場の敷地面積が五ヘクタール以上で、かつ、施設更新</p>

別表第一 九の部(二)の項の次に次のように加える。

<p>更新後の敷地面積が五ヘクタール以上のもの</p> <p>ハ 新たな施設の施工区域面積の合計が五ヘクタール以上のもの</p> <p>ニ 新たな施設の汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり百トン以上のもの(ホに該当するものを除く。)</p> <p>ホ 増加する汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり五十トン以上で、かつ、施設更新後の汚泥処理能力の合計が一日当たり百トン以上のもの</p>	<p>後の敷地面積が十ヘクタール以上のもの</p> <p>ハ 新たな施設の施工区域面積の合計が十ヘクタール以上のもの</p> <p>ニ 新たな施設の汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり二百トン以上のもの(ホに該当するものを除く。)</p> <p>ホ 増加する汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり百トン以上で、かつ、施設更新後の汚泥処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のもの</p>
<p>別表第一 十の部(一)の項中「設置」を「新設」に改め、「合計」の下に「(二)及び(三)において単に「処理能力の合計」という。」を加え、同部(二)の項中「の増設」の下に「(三)に該当するものを除く。」を加え、「ごみ処理施設の種類の」を削り、同表十の項中(+)を(土)とし、(九)を(土)とし、同表十の部(八)の項中「の増設」の下に「(土)に該当するものを除く。」を加え、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>増加する敷地面積が四千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が九千平方メートル以上</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 増加する敷地面積が四千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が九千平方メートル以上</p> </div>	

上又は増加する建築面積が千五百メートル以上で、かつ、増設後の建築面積が三千平方メートル以上のもの

を

上のもの
 ロ 増加する建築面積の合計が千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの

に

改め、同項を同部(十)の項とし、同項の次に次のように加える。

(十) 産業廃棄物の中間処理施設の施設更新

次のいずれかに該当するもの
 イ 既存の施設の全部を
 除却する場合で、新たな産業廃棄物の中間処理施設の用に供する敷地面積が九千平方メートル以上のもの
 ロ 既存の施設の一部を
 除却する場合で、増加する敷地面積が四千五百平方メートル以上で、かつ、施設更新後の敷地面積が九千平方メートル以上のもの

ハ 新たな施設の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの(二に該当するものを除く。)
 ニ 増加する建築面積の

合計が千五百平方メートル以上で、かつ、施設更新後の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの

別表第一 十の部(七)の項中「設置」を「新設」に、

産業廃棄物の中間処理施設の用に供する敷地面積が九千平方メートル以上又は建築面積が三千平方メートル以上のもの

を

次のいずれかに該当するもの
 イ 産業廃棄物の中間処理施設の用に供する敷地面積が九千平方メートル以上のもの
 ロ 建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの

に

改め、同項を同部(九)の項とし、同表十の項中(六)を(八)とし、(五)を(七)とし、同表十の部(四)の項中「の増設」の下に「(六)に該当するものを除く。」を加え、同項を同部(五)の項とし、同項の次に次のように加える。

(六) し尿処理施設の施設更新

次のいずれかに該当するもの
 イ 新たなし尿処理施設の処理能力の合計が一日当たり百キロリットル以上のもの(ロに該当するものを除く。)
 ロ 増加する処理能力の合計が一日当たり五十キロリットル以上で、かつ、施設更新後の処

理能力の合計が一日当たり五十キロリットル以上で、かつ、施設更新後の処

<p>理能力の合計が一日当たり百キロリットル以上のもの</p>	<p>別表第一 十の部(三)の項中「設置」を「新設」に改め、同項を同部(四)の項とし、同部(二)の項の次に次のように加える。</p>	<p>(三) 新 ごみ処理施設の施設更新のもの 次のいずれかに該当するもの イ 新たな施設の処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のもの (ロに該当するものを除く。) ロ 増加する処理能力の合計が一日当たり百トン以上で、かつ、施設更新後の処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のもの</p>	<p>別表第一 十二の項中「ふ頭の施設」を「ふ頭の設置」に、</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="110 197 470 488"> <p>ふ頭(船舶を係留するための岸壁、その前面の泊地、船客の乗降又は貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及びこれらの施設の機能を確保するために必要な護岸、臨</p> </td> <td data-bbox="110 488 470 757"> <p>係船岸の水深が十二メートル以上で、かつ、長さが二百四十メートル以上のもの</p> </td> <td data-bbox="110 757 470 1025"> <p>係船岸の水深が十五メートル以上で、かつ、長さが四百八十メートル以上のもの</p> </td> </tr> </table> <p>を</p>	<p>ふ頭(船舶を係留するための岸壁、その前面の泊地、船客の乗降又は貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及びこれらの施設の機能を確保するために必要な護岸、臨</p>	<p>係船岸の水深が十二メートル以上で、かつ、長さが二百四十メートル以上のもの</p>	<p>係船岸の水深が十五メートル以上で、かつ、長さが四百八十メートル以上のもの</p>
<p>ふ頭(船舶を係留するための岸壁、その前面の泊地、船客の乗降又は貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及びこれらの施設の機能を確保するために必要な護岸、臨</p>	<p>係船岸の水深が十二メートル以上で、かつ、長さが二百四十メートル以上のもの</p>	<p>係船岸の水深が十五メートル以上で、かつ、長さが四百八十メートル以上のもの</p>				

<p>港交通施設その他の施設の総体をいう。)の新設</p>	<p>(一) ふ頭(船舶を係留するための岸壁、その前面の泊地、船客の乗降又は貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及びこれらの施設の機能を確保するために必要な護岸、臨港交通施設その他の施設の総体をいう。以下同じ。)の新設 係船岸の水深が十二メートル以上で、かつ、長さが二百四十メートル以上のもの 係船岸の水深が十五メートル以上で、かつ、長さが四百八十メートル以上のもの</p> <p>(二) ふ頭の施設更新(船舶を係留するための岸壁の除却を伴う場合に限る。) 新たなふ頭の係船岸の水深が十二メートル以上で、かつ、長さが二百四十メートル以上のもの 新たなふ頭の係船岸の水深が十五メートル以上で、かつ、長さが四百八十メートル以上のもの</p>	<p>同表十三の項中「住宅団地の施設」を「住宅団地の設置」に、</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="247 1193 454 1485"> <p>住宅団地(二団の土地に集団的に建設される住宅及びその附帯施設の総体をいう。)の新設</p> </td> <td data-bbox="247 1485 454 1753"> <p>住宅戸数が千五百戸以上のもの</p> </td> <td data-bbox="247 1753 454 2022"> <p>住宅戸数が三千戸以上のもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="110 1193 231 1485"> <p>(一) 住宅団地(一団の土地に集団的に建設され</p> </td> <td data-bbox="110 1485 231 1753"> <p>住宅戸数が千五百戸以上のもの</p> </td> <td data-bbox="110 1753 231 2022"> <p>住宅戸数が三千戸以上のもの</p> </td> </tr> </table> <p>を</p>	<p>住宅団地(二団の土地に集団的に建設される住宅及びその附帯施設の総体をいう。)の新設</p>	<p>住宅戸数が千五百戸以上のもの</p>	<p>住宅戸数が三千戸以上のもの</p>	<p>(一) 住宅団地(一団の土地に集団的に建設され</p>	<p>住宅戸数が千五百戸以上のもの</p>	<p>住宅戸数が三千戸以上のもの</p>
<p>住宅団地(二団の土地に集団的に建設される住宅及びその附帯施設の総体をいう。)の新設</p>	<p>住宅戸数が千五百戸以上のもの</p>	<p>住宅戸数が三千戸以上のもの</p>						
<p>(一) 住宅団地(一団の土地に集団的に建設され</p>	<p>住宅戸数が千五百戸以上のもの</p>	<p>住宅戸数が三千戸以上のもの</p>						

に改め、

同表十四の項中「高層建築物の新築」を「高層建築物の設置」に、

<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号の建築物の新築</p>	<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一項第六号（同号口の規定を除く。）の建築物の高さが百メートルを超え、かつ、同項第四号（同号ただし書は適用しない。）の延べ面積が十万平方米を越えるもの。</p>
<p>建築基準法施行令第二条第一項第六号（同号口の規定を除く。）の建築物の高さが百八十メートルを超え、かつ、同項第四号（同号ただし書は適用しない。）の延べ面積が十五万平方米を越えるもの</p>	<p>建築基準法施行令第二条第一項第六号（同号口の規定を除く。）の建築物の高さが百メートルを超え、かつ、同項第四号（同号ただし書は適用しない。）の延べ面積が十万平方米を越えるもの。</p>

<p>(二) 住宅団地の施設更新 同じ。）の新設 る住宅及びその附帯施設の総体をいう。以下</p>	<p>新たな住宅の戸数が千五百戸以上のもの</p>	<p>新たな住宅の戸数が三千戸以上のもの</p>
---	---------------------------	--------------------------

を

に改め、

<p>(二) 建築物の施設更新</p>	<p>(一) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号の建築物（以下この項において「建築物」という。）の新築</p>
<p>新たな建築物の高さが百メートルを超え、かつ、延べ面積が十万平方米メートルを越えるもの。ただし、特定の</p>	<p>建築基準法施行令第二条第一項第六号（同号口の規定を除く。）の建築物の高さ（以下この項において「高さ」という。）が百メートルを超え、かつ、同項第四号（同号ただし書は適用しない。）の延べ面積（以下この項において「延べ面積」という。）が十万平方米メートルを越えるもの。ただし、条例第四十条第四項の規則で定める地域（以下この項において「特定地域」という。）にあつては、高さが百八十メートルを超え、かつ、延べ面積が十五万平方米メートルを越えるもの</p>

に改め、

同表十五の部(一)の項中「の設置」を「の新設」に改め、同部(二)の項中「の増設」の下に「(三)に該当するものを除く。」を加え、同項の次に次のように加える。

地域にあつては、新たな建築物の高さが百八十メートルを超え、かつ、延べ面積が十五万平方メートルを超えるもの

(三) 駐車場の施設更新

次のいずれかに該当するもの	次のいずれかに該当するもの
イ 新たな駐車場の同時駐車能力が千台以上 (住宅の居住者が利用する自動車の台数を除く。)のもの(ロに該当するものを除く。)	イ 新たな駐車場の同時駐車能力が二千台以上 (住宅の居住者が利用する自動車の台数を除く。)のもの(ロに該当するものを除く。)
ロ 増加する同時駐車能力が五百台以上で、かつ、施設更新後の同時駐車能力が千台以上 (住宅の居住者が利用する自動車の台数を除く。)のもの	ロ 増加する同時駐車能力が千台以上で、かつ、施設更新後の同時駐車能力が二千台以上 (住宅の居住者が利用する自動車の台数を除く。)のもの

別表第一 十六の部(一)の項中「設置」を「新設」に改め、同部(二)の項中「の増設」の下に「(三)に該当するものを除く。」を加え、同項の次に次のように加える。

(三) 卸売市場の施設更新

次のいずれかに該当するもの	次のいずれかに該当するもの
---------------	---------------

別表第一 二十四の部(一)の項中「設置」を「新設」に改め、同部(二)の項中「増設」の下に「(三)に該当するものを除く。」を加え、「増加後」を「増設後」に改め、同項の次に次のように加える。

(三) 第二種特定工作物の施設更新

イ 既存の施設の全部を 除却する場合、卸売市場の用に供する敷地面積が十ヘクタール以上のもの	イ 既存の施設の全部を 除却する場合、卸売市場の用に供する敷地面積が二十ヘクタール以上のもの
ロ 既存の施設の一部を 除却する場合、増加する敷地面積が五ヘクタール以上で、かつ、施設更新後の敷地面積が十ヘクタール以上のもの	ロ 既存の施設の一部を 除却する場合、増加する敷地面積が十ヘクタール以上で、かつ、施設更新後の敷地面積が二十ヘクタール以上のもの
ハ 新たな施設の施工区域面積の合計が十ヘクタール以上のもの	ハ 新たな施設の施工区域面積の合計が二十ヘクタール以上のもの

次のいずれかに該当するもの	次のいずれかに該当するもの
イ 新たな第二種特定工作物の事業区域の面積が四十ヘクタール以上のもの(ロ本文に該当するものを除く。)	イ 新たな第二種特定工作物の事業区域の面積が八十ヘクタール以上のもの(ロ本文に該当するものを除く。)
ただし、事業区域に樹林地等を十五ヘクタール	ただし、事業区域に樹林地等を三十ヘクタール

<p>ル以上含む場合にあつては、事業区域の面積が二十ヘクタール以上のもの(口ただし書に該当するものを除く。)</p> <p>ロ 増加する面積が二十ヘクタール以上で、かつ、施設更新後の事業区域の面積が四十ヘクタール以上のもの。ただし、増加する事業区域内に樹林地等を七・五ヘクタール以上含む場合にあつては、増加する面積が十ヘクタール以上のもの</p>	<p>ル以上含む場合にあつては、事業区域の面積が四十ヘクタール以上のもの(口ただし書に該当するものを除く。)</p> <p>ロ 増加する面積が四十ヘクタール以上で、かつ、施設更新後の事業区域の面積が八十ヘクタール以上のもの。ただし、増加する事業区域内に樹林地等を十五ヘクタール以上含む場合にあつては、増加する面積が二十ヘクタール以上のもの</p>
---	---

別表第一に備考として次のように加える。
備考

- 一 この表の施設更新からは、補修工事等施設の保全のために行う行為その他の知事が別に定める行為を除く。
- 二 この表の施設更新には、新たな施設の敷地の一部のみが既存の施設の敷地の範囲にあることとなる行為を含む。ただし、この表の一の項に規定する高架の道路又は橋りよりの施設更新及び同表の三の項に規定する高架の本線路又は橋りよりの(本線路に係るものに限る。)の施設更新については、この限りでない。
- 三 条例別表備考に規定する同一の用に供する新たな施設とは、施設更新がなされる前と同一の対象事業に係る施設の用に供する新たな施設をいう。

別表第六 二の項中「日本橋三丁目」の下に「日本橋兜町、日本橋茅場町一丁目、日本橋茅場町二丁目、日本橋茅場町三丁目、日本橋小網町」を、「日本橋室町四丁目」の下に「八丁堀一丁目、八丁堀二丁目、八丁堀三丁目」を加え、同表三の項中「芝浦三丁目」の下に「芝浦四丁目」を加え、同表四の項中「歌舞伎町三丁目」の下に「北新宿一丁目」を加え、「富久町」を削り、「西新宿八丁目及び余丁町」を「及び西新宿八丁目」に改め、同表中十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項の次に次のように加える。

十 大田区 羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目

別表第八 十の部(二)の項中「又は第十五条第一項」を、「第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項」に、「並びに同法第九条の三」を「又は同法第九条第三項(第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。)、第九条の三第一項若しくは第八項」に改め、同表十二の項中「新設」を「設置」に改め、同表十三の項中「新設」を「設置」に改め、同表十三の部(二)の項中「建築基準法」の下に「第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定に基づく確認の申請、同法第十八条第二項の規定に基づく通知、同法第五十九条の二第一項、第八十六条第三項若しくは第四項若しくは第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定に基づく許可の申請又は同法」を、「若しくは第二項」の下に「若しくは第八十六条の二第一項」を加え、「又は同条第三項若しくは第四項の規定に基づく許可の申請」を削り、同部(六)の項中「(昭和四十四年法律第三十八号)」を削り、同表十四の項中「新築」を「設置」に改め、同表十四の部(二)の項中「又は同法第五十九条の二第一項若しくは」を、「同法第五十九条の二第一項、」に改め、「第四項」の下に「若しくは第八十六条の二第二項若しくは第三項」を、「許可の申請」の下に「又は同法第八十六条第一項若しくは第二項若しくは第八十六条の二第一項の規定に基づく認定の申請」を加える。

別表第九第一の部七の項中「~~第48条第2号~~」を「~~第48条第1項第2号~~」に改める。

別記第三十号様式中「~~第48条~~」を「~~第48条第1項第2号~~」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第30号様式の2 (第47条関係)

東京都知事 殿		年 月 日
氏 名		①
住 所		
〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地 〕		
計 画 案 内 容 等 変 更 届		
対象計画 (の案) について次のとおり変更するので、東京都環境影響評価条例 第37条第1項の規定により届け出ます。		
対象計画 (の案) の種別	個別計画	広域複合開発計画
対象計画 (の案) の名称		
変更前の事項		
変更後の事項		
変更の理由		
変更年月日		
連絡先		
受付番号		

別記第三十八号様式中「第48条」を「第48条第1項」に改める。
 別記第三十九号様式中「第48条」を「第48条第1項」に改める。
 別記第四十五号様式中「変更届」を「氏名等変更届」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第45号様式の2 (第74条関係)

東京都知事 殿		年 月 日
氏 名		[印]
作 所		
<small>〔法人にあつては、名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地〕</small>		
事業内容等変更届		
対象事業について次のとおり変更するので、東京都環境影響評価条例第62条 第1項の規定により届け出ます。		
対象事業の名称		
変更前の事項		
変更後の事項		
変更の理由		
変更年月日		
連絡先	(電話番号)	
受付番号		

(日本工業規格A列4番)

附 則

- 1 この規則は、平成三十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第四十一条第七号、第五十四条、第六十条第一項、第六十一条及び第七十四条第二項の改正規定、別表第一 八の部(一)の項の改正規定(「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改める部分に限る。)、別表第六及び別表第九の改正規定、別記第三十八号様式及び第三十九号様式の改正規定並びに次項の規定 公布の日
 - 二 第四十七条の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第七十四条第一項の改正規定、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、別記第三十号様式の改正規定、別記第三十号様式の次に一様式を加える改正規定、別記第四十五号様式の改正規定及び別記第四十五号様式の次に一様式を加える改正規定 平成三十二年四月一日
 - 2 前項第一号又は第二号の改正規定の施行の際、この規則による改正前の東京都環境影響評価条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
 - 3 東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例(平成三十年東京都条例第百十九号)附則第三項の規定による届出は、既定計画変更届(別記附則様式)により行わなければならない。

附則様式 (附則第 3 項関係)

東京都知事 殿	年 月 日
氏 名	(印)
住 所	
〔法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕	
既定計画変更届	
東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例 (平成 3 0 年東京都条例第 1 1 9 号) 附則第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。	

既定計画の名称	
対象計画に相当する変更後の既定計画の種別	個別計画 (種類) ・ 広域複合開発計画
内 容 等	
〔計画の概要 変更箇所 変更理由等〕	
連 絡 先	(電話番号)

(日本工業規格 A 列 4 番)

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 五〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001